

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 5 年 12 月定例会)

1 開催日時 令和5年12月20日(水) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(11人)

幾世橋地区担当	川島 優	苅野地区担当	横山 良男
幾世橋地区担当	上田 順一	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	桑原 泉		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権設定)	3件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(地上権設定)	4件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ

- 議長 それでは、只今より 12 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 11 名で
ございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり
10 番紺野委員および 11 番神長倉委員をお願いいたします。
- それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転
1 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 田中推進委員 はい、酒田西台地区担当の田中です。
12 月 13 日に譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さんに電話にて確認を取りまし
た。本件の土地は先代に譲渡したそうですけども、その登記がされる現在に至
ったために、今回所有権の登録のために許可申請を出したということでした。
特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
- つづきまして、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の
件 所有権移転 2 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農
業委員会会議規則第 18 条の規定により、6 番、小澤委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(小澤委員退席)
再開いたします。
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転
2 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 2 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員 幾世橋地区推進委員の上田です。申請議案について、12月16日双方に電話で確認しましたので報告します。
譲渡人・・・さんは現在、北幾世橋の自宅に戻り生活をしております。
今回申請のあった農地は、幾世橋地区で基盤整備を計画している区域で、現在蕎麦などの栽培等に貸付をしているところです。本人は高齢で、まだ息子も農業はやらないということで、農地の貸付、売却を考えていたところです。
今回、同じく北幾世橋の自宅に戻り、営農活動をしている・・・さんと、日常の会話の中で、今回の申請に至ったとのこと。譲受人の・・・さんは、地元の復興組合で活動をしております。また、既に水稻、ねぎ、玉ねぎなどの栽培を行っております。現在県外で会社勤めをしている息子が後を継いでくれるということで、基盤整備により、集積および規模拡大を図りたいとのこと。
以上、問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。
ここで、小澤委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(小澤委員入室)
再開いたします。

つづきまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定1番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・・番、・・・委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。

(・・・委員退席)
再開いたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書2-1 ページ 1番読み上げ)
説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。
12月17日に・・・さんに電話にて確認いたしました。
・・・さんからは以前より新しい農業の会社で営農開始すると聞いていたので、今回の・・・の件をちょっと確認したところ、補助金の申請が震災前からある

会社じゃないと受けられないということで、今回の・・・での申請になったということをお聞きいたしました。申請内容は書類の通りで、ハウスの補助金を受けてブドウを栽培するということでした。
本人も頑張ってますのでよろしくお願いしますとのことでした。
以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
ここで、・・・委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(・・・委員入室)
再開いたします。

つづきまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書3-1 ページ 1番読み上げ)
申請地の位置について3-9 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所です。
農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地となります。
土地利用計画図は3-11 ページです。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、3-24 ページが確約書、3-25 ページからが調整状況報告書となっております。
本案件は、3000 m²以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので、当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい浪江地区担当の川島です。
譲渡人の・・・さんとは12月18日に電話でお話をすることができました。
今回の件は・・・さんの方から話があって、本人も高齢のため後継者もないということで、今回の申請に至ったということをお伺いしております。
それから譲受人の・・・さんには12月19日の現地調査にも同行している・・・さんと電話でお話をしました。
今回は通常営業の中で電話をしている中で、・・・さんの方から手放してもいい農地があるんだというようなことで今回の申請に至ったということをお伺いしました。除草等についてもしっかりやりますということをお伺いしました。
聞き取りした内容は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。はい、2番。

鈴木委員 はい。12月の15日、午前に会長、菅野委員、地元推進委員、それから事務局とともに現地調査を実施しました。
申請地はですね、宅地周りの第3種農地です。震災後は、休耕地っていう状態だったそうであります。草刈はしっかりされてましたが、直前までは休耕地ということでございます。
形状変わらずですねそのまま野立てで太陽光を設置するということなので、特に浸透柵関係も問題ないっていうふうに判断されますので、問題ないと思います。審議方よろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書3-1 ページ 2番読み上げ)
申請地の位置について3-34ページをご覧ください。図面中央のピンクで示されている箇所、元の浪江日立化成工業の南側です。ピンクが申請農地、黄色が併用地となっております。
農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地となります。土地利用計画図は3-36ページです。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、3-44ページが確約書、3-45ページからが調整状況報告書となっております。
本日追加で配布しております追加資料②をご覧ください。申請地のうち172-13について、宅地の一部として砂利敷きにし、車庫・物置として小屋を建てて使用していたということですが、現状のままパネル設置用地として売却したいということです。
本案件は、3000㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員をお願ひします。

川島推進委員 はい浪江地区担当の川島です。
譲渡人の・・・さんとは12月18日に電話で話をすることができました。
本人は元々農業やっていないということで、宅地を売りたいということでちょっとどなたか忘れましたが、相談していたところ、・・・さんに繋がって畑を含めて売却するというので今回の申請になったということをお願ひしております。それから、譲受人の・・・さんには12月19日に電話でお話をすることができました。現地調査にも同行していた・・・さんという方とお話をしまし

た。

ここをですね通常の売価の中で宅地を売りたいという人がいるということも伺って今回の申請に至ったということでした。隣接する農地もあるので、草刈り等はしっかりやりますということは言われてました。聞き取りの内容は以上ですよろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員 はい。2番鈴木です。同様に、12月15日午前に先ほどのメンバーで現地調査を実施しました。追加資料の顛末書にある通りですね。宅地と、合わせて今回農地に太陽光野立てを設置するっていう計画なんですけど、その農地が従前から小屋があって砂利が引かれてるっていう状況で、現地調査当日も変わらぬ現況だったということで、現地ですってねちょっと皆さんと一部現地調査のメンバーの中から、受付日までに顛末書を提出しないっていうことは、ちょっと問題あるんじゃないかということで、今回は継続審議っていう話が一部ございましたが、期日までですね、顛末書を作成したと、提出があったということで今回ですね、継続審議するかどうかも含めて、今からの審議方お願いしたいなというふうに思います。他は特に問題はございませんので、それだけでございます。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、9番。

中野委員 はい。9番中野です。・・・はいつもそうだもんね。そういうふうにはやってるのは、だからそういう意味で継続審議した方がいいかと思います。毎回だもん。

議長 はい、その他ございませんか。はい、2番。

鈴木委員 継続審議にするのもいいんですが、次回結局、何を改善してどうするかっていうのをちょっとこのままの状態ではあるので、延期する意味があんのかなって逆に思ったりもしたのでちょっとこういう案件結構あるので確かに問題はあるんですが、ちょっと・・・さんもですね、相当反省してまして、他のさ、次の案件も全く同じなんですけど、今までもちょっと認めた経過もございましたのでここはちょっと申し訳ないけど、私個人としてはですね、次回に持ち越しても結果が変わらずということなのであれば、ここで審議方をお願いしたいなというふうに思います。

議長 その他に意見ありますか。よろしいですか。今、継続審議をするということと、あともう1件については、継続審議した後においても、申請者に改善を求める案件が次回にはないということがありますのでそういったふたつの意見がありました。そんな中であれですか、審議は終了ということでもよろしいですか。

はい、質疑なしということで認めて採決に入りたいと思います。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。議案第3号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます
つづきまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
審議の件 所有権移転 3番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書3-1 ページ 3 番読み上げ)

申請地の位置について3-56 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されて
いる箇所です。

農地の種類としましては周辺を山林や鉄道敷地に囲まれており小集団の生産
性の低い農地と考えられますので、2種農地に該当します。

土地利用計画図は3-58 ページです。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、3-77 ページか
ら設備の保守に関する契約書、3-83 ページが確約書、3-84 ページからが調整
状況報告書となっております。

本日追加で配布した追加資料③をご覧ください。こちらに記載されている通
り、申請地は長年宅地の一部として利用されてきており、現状のままパネル設
置用地として売却したいということです。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない事案ですので、当委員会の意見
を付して福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明ですが、担当の上野推進委員から都合によ
り欠席するというので、事務局へ聞き取り内容について連絡がありました
ので、事務局から報告をお願いします。

事務局

はい、昨日、上野推進委員からご連絡いただいた内容を説明させていただきます。

譲渡人の・・・さんに電話で確認しました。浪江へ帰還する気持ちは無いため、
宅地を含めて売ってしまうということです。

譲受人の・・・さんにも電話し、専務取締役の・・・さんに対応いただきました。
会社は高圧ガスの製造販売を主にしているそうです。太陽光の事業は既に数
か所実施しており、県内では檜葉町でも土地を取得して行っているそうです。
広島県の会社ですが、年に数回は現地を訪れて確認しているそうで、今回の申
請地も定期的に確認に来るとのお話でした。・・・との契約期間は25年で、そ
の後のことは決まっていませんが、有効活用していきたい、とのことでした。

説明は以上です。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

はい、2番。

鈴木委員

はい。同じく12月15日に先ほどのメンバーと上野推進委員に加えて、現地
調査を実施しました。

これも先ほどと同じ・・・の案件です。顛末書にある通りですね、当日行って
みたら、申請地の農地の太陽光の設置の場所は整地されて、砂利敷きになって
たんですけど、残った部分がですね、庭石がそのまま、庭がそのままになって
たということで、どう考えても現況は農地だということ。それがですね受付
時点から、誰も気がつかなかったというかですね、行政書士も含めてそれが問

題だろうということで、先ほどと同じように継続かっていう話が話題に上がったんですが同じようにですね、顛末書を後出しですけども、いただいておりますので、今回の審議方をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい、10 番。

紺野委員 10 番紺野です。この 2 件についてですけども、農地パトロール私達って何のためにやってんのかなっていう部分で、ちょっと私達自身が問われるのかなと思うんですけども、その辺り、これはもしかすると私関係してるかもしれないですけども、どうなのかなと思っちゃってますよ。昭和 53 年、56 年かな、国土調査の際に地目がどうのこうのってこれ、5、60 年もほっぽろかしたっていう部分も誰に責任あるのかなっていう部分を、ちょっともう一度自分たちで考えるかなんないのかなっていうな気がしました。意見です。

議長 はい、農業委員会としての組織運営での意見ということでございますが、はい 12 番どうぞ。

若月委員 地元で昔から知ってる距離感も 1 キロもないところなので、まさに何十年も私ら小学生の頃からその状況でずっときている土地で、誰も地元の隣接農家の人も、あそこが農地だっというような認識は、まずなかったと思いますね。そういうことで今紺野委員からありましたように、まさに農地パトロールのことを考えれば、その辺まで私どもが目光らせるといいますか、掘り起こして、見ていく必要があるのかなということは、痛感しておりますがこれも前段と同じく、ほとんど同じ状況でございますので、地元委員ではありませんが、一応、ご理解を賜りたいと思います。

会長 はい。私もそうですね農地パトロールのとき、タブレットがもう出来上がって、そこに地目が農地、並びに現況がどうかということになると、地図上または写真でもですね、確認取れる時代になってきました。
今後農業委員会としても、組織の中で年間のパトロールする期間がありますが、1 年間の活動の中でも、そうしたところについては所有者の方に、改善並びにこういった考え方を推進する必要があるのかなとも思いますね。この辺を何か事例が事務局何かあれば、はい。

事務局 はい、事務局からですけども、やはり所有者も気づかないうちに、農地を農地じゃない使い方をしてるっていうことがあると思いますので、情報啓発の情報発信としてですね、農地を本来の目的で使用していない場合は許可が必要ですというような情報発信に努めてまいりたいと思います。

議長 その他に皆さんから、推進の皆さんからは何かご意見ありますか。
大丈夫ですか。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 3 号 3 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 3 号 3 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1 ページ 1番読み上げ)
申請地の位置について4-9 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所です。
農地の種類としましては周囲を山林や宅地、雑種地に囲まれている小集団の生産性の低い農地と考えられますので、2種農地に該当します。
土地利用計画図は4-11 ページです。
当該地は以前から排水に問題があったという現場での指摘から、4-12 ページのとおり土側溝と浸透柵を設置する計画となっております。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-34 ページから設備の保守に関する契約書、4-38 ページが確約書、4-39 ページから調整状況報告書となっております。
本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない事案ですので、当委員会の意見を付して福島県へ進達いたします。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 はい酒田西台地区担当の田中です。
12月14日、設定人の・・・さんと被設定人の・・・さんに電話にて確認を取りました。・・・さんの場合は以前からここ1年ですね、もう自分では耕作できないし後継者もいないので、貸すことにしてるんですっていうことで以前からの話の通り、・・・さんを通して借りる人を探してましたっていうことでした。今回山形の・・・の・・・さんに電話にて確認を取りまして、・・・さんとの申請を出したこと間違いないですか。ということで確認を取ってます。
・・・さんの方でも、今回の件に関しては間違いありませんということ。設定期間の30年を過ぎた時点でどうなりますかっていうことを確認したら、30年の権利が終了しましたら更地に戻す計画でいますということでした。
以上です、よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 はい。
ただいま田中推進委員の方からお話ありました通り15日、佐々木会長、事務局の皆様、鈴木委員そして小澤委員と、現地調査をしてまいりました。
事務局さんの説明の通りでございます。
土地利用計画4-12にある通りでございます。
既にですねこの・・・さんのおうちを挟みまして東西、既にソーラーの方が設置、建設中設置済みのところでございます。法令上特に問題ないと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。
大変失礼いたしました議案第2番と言いましたが4号2番ですが、4号1番の誤りでございます訂正いたします。よろしく申し上げます。
つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 2番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書4-1 ページ 2番読み上げ)
申請地の位置について4-50 ページをご覧ください。図面中央の赤で示されている箇所、先ほどの申請地の隣接地です。
農地の種類としましては周囲を山林や宅地、雑種地に囲まれている小集団の生産性の低い農地と考えられますので、2種農地に該当します。
土地利用計画図は4-52 ページです。
4-53 ページは先ほどと同じ排水計画図です。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-71 ページが確約書、4-72 ページからが調整状況報告書となっております。
本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない事案ですので、当委員会の意見を付して福島県へ進達いたします。
説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

はい、同じく酒田西台地区担当田中です。
こちら12月14日に設定人の・・・さんと被設定人の・・・さんに電話にて確認を取りました。・・・さんの方は先ほども言ったように、後継者がいないために、土地の活用を探してましたと話した。・・・さんの代表取締役とは繋がらなくて担当の・・・さんですか、・・・さんに電話にて対応を取ってもらいました。今回は申請に対して間違いなく許可申請を出しているということで、設定に関しては30年ということで、30年を過ぎた段階で更地に戻すっていうような考えであります。
敷地周辺は全て・・・で除草作業をあとは何かあった場合の対応をとりますということでした。以上です、よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員

はい、先ほどと同じように・・・様の続きの土地でございます。
特段問題はないと感じます。
どうぞご審議をお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第4号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 3番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書4-1 ページ 3番読み上げ)

申請地の位置について4-83ページをご覧ください。図面の赤で示されている箇所、議案4-1、4-2の申請地の道路を挟んで南側に位置しております。農地の種類としましては周囲を山林や宅地、雑種地に囲まれている小集団の生産性の低い農地と考えられますので、2種農地に該当します。

土地利用計画図は4-85ページです。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-99ページが確約書、4-100ページからが調整状況報告書となっております。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない事案ですので、当委員会の意見を付して福島県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

はい、同じく酒田西台地区担当の田中です。

こちらと同じ12月14日に設定人の・・・さんと・・・さんに電話にて確認を取りました。

・・・さんの方では酒田の原、ここにちょっと離れたところに土地があってもう管理するのちょっと大変なので今回・・・さんから声がかかったときに管理もしてもらえるんだったらいいですよってということでお話を受けたそうです。

・・・さんの方では・・・様の方から今回の許可申請に関しては間違いなくしておりますということでお伺いしております。

管理の方も・・・さんのほうで行いますということで、どちらの土地も30年という契約したんですがそれが終了した時点で更地に戻すってということでお話を伺いました。以上です、よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員

はい。ただいまご説明ありました通りでございます。

4-84ページに示されていた通りですね16-18番その下に11番の農地ございます。

その南側10番はこちら山林でございます。

それで16の18番地ですね当該地が森林の伸長によってですね、日射量っていうんですか。日当たりの方はどうですかと、現地でお話が出ました。

その際に・・・さんの方から、この山林の3人の所有者の方のご理解が得られれば、枝を落としたり木を伐採したりとかして、十分な日射量を確保したいというようなお話がありました。

そうしますと現況11番の・・・さんの農地につきましては、日当たりが悪いところではございますが、ソーラーではあります枝払いや森林の伐採が行われれば、・・・さんの農地も生きてくるのではないかなと思いますし、併せてこ

ちら獣害被害の多いところでございます。
少しでも森林等ですね、整理されていくと獣被害もなくなっていくかと思
います。
法令等特に問題あると思いませんので、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第4号3番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第4号3番に原案のとおり承認を与え
ます。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対し審議の件 地上権設定 4番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1 ページ 4番読み上げ)
申請地の位置について4-110ページをご覧ください。図面中央の赤で示
されている箇所、議案3号2番の申請地の隣接地です。
農地の種類としましては都市計画用途地域内ですので第3種農地とな
ります。
土地利用計画図は4-112ページです。
当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、4-130
ページから設備の保守に関する契約書、4-133ページが確約書、4-134
ページから調整状況報告書となっております。
本案件は、3,000㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当
委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい浪江地区担当の川島です。
設定人の・・・さんと12月18日にお電話でお話することができまし
た。
土地に関してはですね、もう娘に一任してますということで、今回の
件はあまり詳しくは聞いていないんですけども、娘の方からは太陽光に
するんだということは聞いているということでした。
それから被設定人・・・も12月18日に電話で話をすることができ
ました。
経理担当の・・・さんという方を紹介いただいて話をしたんですけ
ども、基本的にはもう・・・さん経由でこの土地をっていうか場所を
紹介してもらって、今回の申請に至っているということでした。管理等
については遠方であるということ
これは・・・さんにもう一切おまかせしていますということでした
以上ですよろしくお願いたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。はい、2番。

鈴木委員

はい2番です。

申請地はですね、これはさっき言ったように・・・の案件です。・・・の野立てについては、ほとんどがですね、防草と、反射シート兼用の白いシートを敷いています。ここの案件も同じように敷くということなのですが、この土地はですね、南北に南に傾斜している土地のちょうどですね、てっぺんの部分なんです。てっぺんは大体平らなんです。問題は東側が、・・・っていうネギ栽培している会社の中に入っている土地で、東はちょっと下がってるんですね。そうすると、大雨降ったときに、ネギがですね、ちょっと水没すんじゃないかなって。ちょっと水没まではいかないかもしれないけど、相当水入るんじゃないかなってネギ農家としては心配したんですね。

なので、ちょっとそこを聞いたら、早速ですね、別の添付資料にある通り、行政書士の・・・さんから防草シートと浸水性について回答がありました。80%は浸透するということが一応メーカーのデータでは確認できたということの報告がありましたので、その辺も含めてですね現地調査では、隣接者と十分協議して、土側溝でも作ってあげたらっていうような指導をしたつもりなんです。それやるかどうかは別として、こういった回答いただいていますので、併せてこれについても審議方をお願いしたいというところでもあります。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第4号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第4号4番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

ありがとうございます。

それでは、12月定例会を散会といたします。お疲れ様でした。

令和5年12月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時45分